

一般社団法人日本物理療法学会 研究助成委員会 規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本物理療法学会(以下「この法人」という。)研究助成委員会は、物理療法に関する学術研究活動を促進し、わが国の物理療法の発展に寄与するという方針に基づき、物理療法及び物理療法学の発展に資する研究を奨励し、支援するための助成金支給及び機器の貸与に関し、必要な事項について定める。

(研究助成制度の種別)

第2条 この規程における研究助成制度の種別は次のとおりとする。

1. 助成金制度：課題研究に対し、助成金を交付する。
2. 機器貸与型助成制度：この法人が認める公益に資する研究課題、かつ医療機関等及び医療担当者の通常の医療業務としての研究を超える研究課題に対し、物理療法関連機器の貸与を実施する。

(助成金制度における助成内容)

第3条 助成件数は、原則として年間3件以内とする。助成額は、1件当たり50万円以内とし、年間の助成額は、当該年度の予算に従う。

(機器貸与型助成制度における助成内容)

第4条 助成件数は貸与可能な機器数に基づいて設定する。物理療法機器の貸与期間は、最大1年間とし、1機種、1台、1回限りとする。貸与された機器は承認された研究計画の範囲内でのみ使用することができ、通常の診療行為に使用することはできない。また貸与する医療機器を用いて行なった行為に対し保険請求することはできない。貸与する機器は、この法人における研究助成制度の趣旨に賛同が得られた賛助会員からの貸与とする。貸与に際して、医療機器業公正取引協議会の定める「医療機器の貸出しに関する確認書」の書類を取り交わす。また、不慮の事故に伴う故障については、この法人事務局に速やかに連絡したうえで、当該企業と対応について話し合うこととする。

(研究助成の対象者)

第5条 この法人会員またはこの法人会員を含む研究グループとする。なお、主研究者はこの法人会員に限るものとする。また当助成を受けたことのある申請者・共同研究者は前回の助成終了時より3年間は申請できないものとし、申請多数の場合は原則的に新規の申請者もしくは新規の研究テーマを優先的に採択することとする。研究代表者は、申請時点において過去3年以内に研究倫理に関する教育(e-learning等を含む)を受講している者とする。共同研究者についても、研究内容に応じて適切な研究倫理教育を受講していることが望ましい。

(研究の対象課題)

第 6 条 物理療法に関する研究であれば、基礎・臨床を問わないものとする。ただし、機器貸与型研究助成は公益に資する研究課題とする。

(募集方法)

第 7 条 公募とする。ただし、助成金制度と機器貸与型助成制度の重複応募はできないものとする。また、同一年度において、同一研究課題または同一研究者による複数の申請は認めない。

(申請手続き)

第 8 条 助成制度を希望する会員は、所定の申請書類を研究委員会事務局へ提出しなければならない。

(助成金支給と機器貸与の決定)

第 9 条 助成金受給者、機器の貸与者の決定にあたっては、本助成制度の趣旨に鑑み公平に審査し、決定する。その際、助成番号(助成金制度:頭文字 J+西暦+申請順、機器貸与方助成制度:頭文字 K+西暦+申請順)を付与する。

第 10 条 理事長は、委員会の答申に基づいて受給者を決定し、申請者に審査結果を文書で通知するとともに、ホームページで公開する。

(研究助成選考部会の構成)

第 11 条 公正な助成対象研究の選考のために、研究助成選考部会を構成する。この規程における研究助成選考部会の構成は次のとおりとする。

1. 研究助成選考部会は、5名の部会員(部会長を含む)で構成する。
2. 部会員の任期は、2年とする。
3. 部会員の再任は妨げないものとするが、5期以上重任することは出来ない。
4. 部会員は、研究助成委員会委員長が指名する。
5. 部会長は、部会員の互選により選出する。
6. 選考結果発表までは、部会員の氏名を公表しない。
7. 部会員は、応募のあった候補者が直接の研究指導を受けているか、または研究指導にあたった期間から3年以上経過していない場合には、当該候補者に関する選考には加わらないものとする。
8. 研究助成選考部会は、必要に応じてオブザーバーの出席を要請することができ意見を求めることができるものとする。ただし、オブザーバーは選考の決定には関与しないものとする。
9. 研究助成選考部会の事務経費は、当該年度の助成金総額の10%以下とする。
10. 研究助成選考部会は、研究助成受給者による研究報告を、資金・機器提供を受けた企業に報告する。

(審査)

第 12 条 助成金受給の決定および受給額、機器の借用者および機器については、研究助

成委員会の審査を経て、理事会で決定し、代議員総会にて報告する。

1. 審査にあたっては、倫理委員会または動物実験委員会への申請状況を確認する。申請先を研究方法欄に明示すれば、倫理委員会、動物実験委員会申請前、申請中の研究についても助成研究に応募することができる。ただし、これらの申請研究の採択については、倫理委員会または動物実験委員会申請承認を条件とし、承認後に助成金または機器を支給する。また、研究開始前に倫理委員会等の承認を得ずに研究を実施した場合、承認が得られなかった場合、または承認が取り消された場合には、助成決定を取り消し、助成金または貸与機器の返還を求める。
2. 申請者は倫理委員会等に申請する際に、利益相反マネジメントの自己申告を行うこと。

(助成金の使途)

第 13 条 助成金および貸与機器は申請研究の目的以外には使用しないものとし、研究計画書の記載通りに使用することを原則とする。ただし、次のような支出は助成の対象としない。

1. 助成金受給者本人あるいは共同研究者への謝金
2. 助成金受給テーマに関する発表を伴わない学会参加費用
3. 大学等の間接経費(オーバーヘッド)としての使用
4. その他、研究に直接関係のない諸経費(通信費、交通費、謝金等)および機器使用

(助成金制度・機器貸与型助成制度利用者の責務)

第 14 条 助成金受給者および機器借用者は、研究の成果を翌年度に開催されるこの法人が主催する学術大会で発表の上、この法人が発行する物理療法科学に翌々年度末までに必ず投稿する。また、翌年度 12 月末日までに、研究成果報告書(様式指定)、会計報告書(様式指定、助成金受給者のみ)、および全支出の領収書を研究助成委員会に必ず提出することとする。なお、領収書については原則として原本を提出する。ただし、研究機関の規則により原本の提出が困難な場合には、所属機関が原本を保管していることを証明する文書(様式任意)をもって代替することができる。提出された研究成果報告書は、本法人のホームページ等において公開することを原則とする。公開に支障がある場合は事前に申し出るものとする。また、これらの責務に関する誓約書を提出する必要がある。

(研究助成の明示)

第 15 条 この法人の研究助成により助成金を受給した研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本物理療法学会(英語の場合は Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy)研究助成制度により助成金を受給した”との旨を注記する。また、この法人の研究助成により物理療法機器を借用した研究の成果を学術誌等に発表する場合は、事務局へその旨通知するとともに、論文中に必ず“日本物理療法学会(英語の場合は Japanese Society for Electrophysical Agents in Physical Therapy)研

研究助成制度により物理療法機器（商品名、企業名社製）を借用した”との旨を注記する。

（研究助成の延長）

第 16 条 やむを得ない理由により、学術大会での成果報告、研究成果報告書と使途報告書の提出が期限に間に合わず研究助成の延長を希望する場合には、原則として 1 年に限り延長することを認める。希望する際は、所定の延長申請書に必要事項を記載し、研究助成委員会事務局へ提出し、同委員会より許可を得ることとする。なお、機器貸与型研究助成制度については、延長を認めない。

（研究計画の変更）

第 17 条 助成金受給者および機器借用者は、採択された研究計画に基づき研究を実施しなければならない。研究計画の変更が生じた場合は以下に準じて対処する。

1. 研究計画の重要な変更（研究目的、研究方法、対象者、研究期間、予算配分等の変更を含む）を行う場合には、事前に所定の様式により研究助成委員会に申請し、承認を得なければならない。
2. 軽微な変更については、研究助成委員会への報告をもってこれに代えることができる。
3. 前項の区分については、研究助成委員会が判断する。
4. 承認を得ずに重要な変更を行った場合には、助成の取消し、または助成金の返還を求められることがある。

（研究助成の辞退）

第 18 条 助成交付後に所属機関の変更や対象研究を遂行できない等の理由により、助成交付を辞退する場合、速やかに書面による交付辞退の申請を行う。理事会により申請が承認された後、助成金の全額を返金、及び貸与機器の返還を速やかに行うこととする。なお、辞退申請が承認されれば、助成交付の実績は取り消される。また辞退の理由によっては、理事会の判断により、共同研究者含め以降の助成制度への申請を受け付けない場合がある。

（義務違反に対する措置）

第 19 条 助成制度利用者が、以下のいずれかに該当した場合には、本法人は理事会の議を経て必要な措置を講じることができる。

1. 研究成果報告書の提出が期限までに行われない場合
2. 助成金または貸与機器の不適切な使用が認められた場合
3. 本規程に定める論文投稿義務が履行されない場合
4. その他、本規程に違反する行為が認められた場合
5. 前項に基づく措置は、以下のいずれかまたは複数とする。
 - (1) 是正指導および期限を定めた改善指示
 - (2) 5 年以内の本助成制度への申請資格の停止
 - (3) 助成金の一部または全部の返還請求

- (4)助成採択の取消し
- (5)氏名および違反内容の公表(必要と判断された場合)
- (6)本学会懲戒規定に準じた対応を検討する

(その他)

第 20 条 上記の規定以外の事項が発生した際は、速やかに事務局へ連絡をすること。

(改廃)

第 21 条 この規程の改廃は理事会の決議を必要とする。

附則

この規程は令和 2 年 2 月 23 日から施行する(令和 2 年 2 月 22 日理事会決議)。

この規程は令和 2 年 12 月 10 日から施行する(令和 2 年 12 月 9 日理事会決議)。

この規程は令和 3 年 1 月 30 日から施行する(令和 3 年 1 月 27 日理事会決議)。

この規程は令和 3 年 11 月 24 日から施行する(令和 3 年 1 月 24 日理事会決議)。

この規程は令和 5 年 10 月 26 日から施行する(令和 5 年 10 月 25 日理事会決議)。

この規程は令和6年 11 月 27 日から施行する(令和6年 11 月 27 日理事会決議)。

この規程は令和7年 7 月 27 日から施行する(令和7年 7 月 27 日理事会決議)。

この規程は令和7年 10 月 24 日から施行する(令和7年 10 月 24 日理事会決議)。

この規程は令和 8 年 4 月 22 日から施行する(令和 8 年 4 月 22 日理事会決議)。